事　務　連　絡

令和２年４月１日

海老名市指定居宅介護支援事業所

海老名市指定介護予防支援事業所

管理者　各位

海老名市保健福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議等の

令和２年４月１日以降の対応方針について

日頃から、本市の介護保険事業の運営について、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和２年３月２日付の事務連絡において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議等への対応方針について通知しましたが、令和２年４月１日以降も同様に、次のとおり対応をお願いします。他市町村の利用者様の対応については、各自治体にご確認ください。

【サービス担当者会議】

　　新型コロナウイルスの感染のまん延を防止する観点から、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、電話やＦＡＸ等での照会により意見を求めることができるものとします。その場合、必ずその内容を記録し、５年間保存してください。

【モニタリング】

　　感染防止を徹底したうえで、利用者の居宅を訪問することを原則としますが、感染のまん延を防止する観点から、利用者の状況の把握において電話やＦＡＸ等による方法を活用し、その経過や内容を記録した場合も、基準上のモニタリングを実施した取扱いとします。

【事務担当】

保健福祉部　介護保険課

介護保険係　高橋

電話　046-235-4952